

令和7年4月7日

食堂を利用する団体の皆様へ

コンパスグループジャパン株式会社  
国立三瓶青少年交流の家 食堂  
店 長 川 上 直 樹

国立三瓶青少年交流の家  
所 長 尾 原 敏 則

#### 食堂ビュッフェ食数及び弁当等数量の変更の際の取扱いについて

標記の件については、令和7年2月15日付けでお知らせしたところですが、下記のとおり改正するので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 「全ての食堂利用をキャンセルするとき」において、当日キャンセルは、全額をキャンセル料として徴収します。
- 2 「食堂ビュッフェ食数を変更するとき」において、当日の食数変更は、「予約から減数した食事に係る料金の全額」をキャンセル料として徴収します。
- 3 「特別食の数量変更をするとき」において、当日の数量変更は、「予約から減数した食事に係る料金の全額」をキャンセル料として徴収します。
- 4 「飲み物・軽食、弁当、野外炊飯の数量を変更するとき」において、利用日（利用初日）1週間前の17時以降の数量変更は、「予約から減数した食事等に係る料金の全額」をキャンセル料として徴収します。

令和7年2月15日通知

令和7年4月7日改正

食堂を利用する団体の皆様へ

コンパスグループジャパン株式会社  
国立三瓶青少年交流の家 食堂  
店 長 川 上 直 樹

国立三瓶青少年交流の家  
所 長 尾 原 敏 則

### 食堂ビュッフェ食数及び弁当等数量の変更の際の取扱いについて

平素は、当所食堂を御利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、利用団体の皆様が食堂ビュッフェ食数や弁当等数量を変更される際、新たにキャンセル料を導入することとしたので、御案内いたします。

当所においては、皆様の事情を理解の上、食堂ビュッフェ食数や弁当等数量の変更について対応してまいりましたが、昨年度から利用直前での変更が多く発生しています。当所食堂としては、皆様から事前に連絡いただくことにより、食品ロスを防ぐとともに、サービス維持と安定的な運営に努めたいと考えています。

ついでには、食堂ビュッフェ、弁当等の予約後の変更について令和7年4月1日から下記のとおり取り扱うので、内容を御確認いただき、御理解と御協力をくださるようお願いいたします（令和7年4月7日付け改正については、令和7年5月1日以降（以下「5月1日以降」という。）適用します。）。

また、全ての食堂利用をキャンセルするときは、従来の取扱いとします（5月1日以降、当日キャンセルの扱いを変更します。）。

なお、事前に把握できない天災等不測の事態によるときなど利用団体に責任がない場合は、キャンセル料を徴収しないときがあります。

### 記

#### 1 全ての食堂利用をキャンセルするとき（従来どおり）

利用日（利用初日）1週間前の17時までにキャンセルをお願いします。

上記までに連絡がないときは、「**予約いただいた食事等に係る料金の30%**」をキャンセル料として徴収します。

当日キャンセルは、全額をキャンセル料として徴収します（5月1日以降変更）。

## 2 食堂ビュッフェ食数及び弁当等数量を変更するとき（新規）

### （1）食堂ビュッフェ

利用日（利用初日）2日前の17時までに食数変更をお願いします。

上記以降の食数変更は、「**予約から減数した食事に係る料金の30%**」をキャンセル料として徴収します。

当日の食数変更は、「**予約から減数した食事に係る料金の全額**」をキャンセル料として徴収します（5月1日以降変更）。

### （2）特別食

利用日（利用初日）1週間前の17時までに数量変更をお願いします。

上記以降の数量変更は、「**予約から減数した食事等に係る料金の30%**」をキャンセル料として徴収します。

当日の数量変更は、「**予約から減数した食事に係る料金の全額**」をキャンセル料として徴収します（5月1日以降変更）。

### （3）飲み物・軽食、弁当、野外炊飯

利用日（利用初日）1週間前の17時までに数量変更をお願いします。

上記以降の数量変更は、「**予約から減数した食事等に係る料金の全額**」をキャンセル料として徴収します（5月1日以降変更）。

## 3 支払について

当所食堂から発行した請求書により、現金又は銀行振込み（手数料振込者負担）で支払をお願いします。